

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間
(学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条)

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が S A R S コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る）	治癒するまで ＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第 2 種	インフルエンザ（※） （鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児は 3 日を経過するまで）
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽くなった後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※インフルエンザの場合は、その疑いがある場合（「インフルエンザ様疾患」として）も含みます。